

ウラン加工施設に係る重要度評価手法 (案)

2022年1月6日

第4回事例検討会資料

これまでの経緯と主なスケジュール

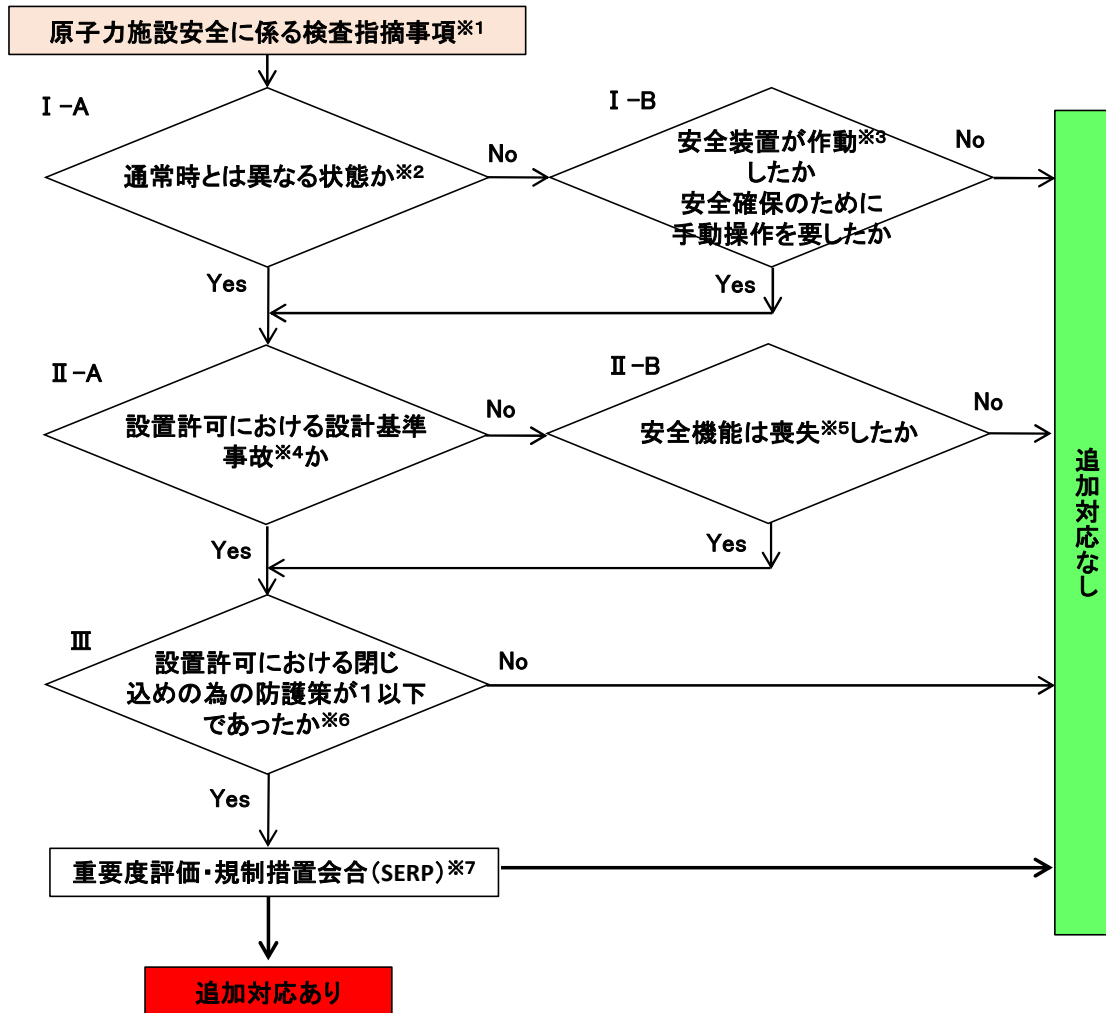
【経緯】

- ・ウラン加工施設の重要度評価手法を構築するため、これまでの検査制度に関する意見交換会合において、簡易的な仕分けが可能な手法(フロー)を検討
- ・令和3年6月30日第17回原子力規制委員会で報告
- ・本手法の有用性等を確認するため、以下の試運用を実施
 - －ウラン加工施設を有する事業者等と国内過去事例等を評価し、意見交換(事例検討会)
 - －原子力規制事務所から意見聴取
- ・第17回原子力規制委員会及び試運用の結果を踏まえ、フローの改訂案を作成

【主なスケジュール】

- 令和3年6月29日 : 第1回事例検討会
 - 令和3年8月27日 : 第2回事例検討会
 - 令和3年10月19日 : 第3回事例検討会
 - 令和4年1月6日 : 第4回事例検討会(今回)
- (上記のほか、原子力規制事務所の検査官から適宜意見を聴取)

フロー改訂案



- ※1 監視領域(大分類)における「放射線安全」及び「核物質防護」は対象外とする。また、臨界安全、ふっ化水素の漏えい、重大事故等対処及び大規模損壊に関する指摘事項など本フローで取り扱えない場合はSERPで詳細評価を実施する。
- ※2 通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作の場合はNoに進む。
- ※3 安全装置が作動すべき状況にも関わらず、作動しなかった場合はYesに進む。
- ※4 設計基準事故かは、設置許可で想定した代表的な設計基準事故かどうかで判断する。その際、設置許可で評価された放出量又は被ばく線量との比較により判別はしない。
- ※5 安全機能が喪失したかの判断は、保安規定を参照する。
- ※6 (例) 閉じ込めに係る壁、堰等の障壁及び換気空調設備
- ※7 付属書9の表4. 3-1を基に評価を実施する。